

インターネットを安全に使おう

児童の被害が全国で発生しています!!

CASE1 自撮り被害に注意

女子小学生（9歳）は、SNSで知り合った男と親しくなっていくうちに「服を着替えられる？」等と言葉巧みに誘導され、スマートフォンの無料通信アプリで自分の裸の写真や動画を送信させられた。

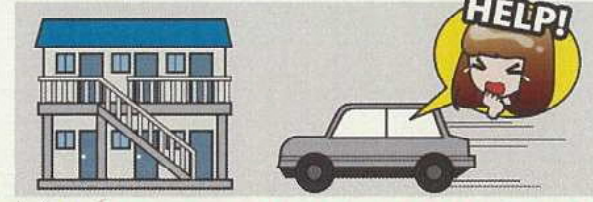


STOP! 他人に見られて恥ずかしい写真や動画を送ってはいけません。写真や動画を一度送ってしまうと、回収が困難で、取り返しのつかないことになります。

児童ポルノ製造被害

CASE2 悩み相談から...誘拐された

女子中学生（14歳）は、SNSで知り合った男に、無料通信アプリで悩みを相談していたところ、「慰めてあげる」等言葉巧みに誘い出され、加害者の自宅に連れ込まれた。



STOP! インターネットで知り合った相手と実社会で会うと深刻な被害につながる可能性があります。インターネットのやりとりだけでは、相手の本当の素性はわかりません。

未成年者誘拐被害

CASE3 男子も被害にあっている

男子小学生（11歳）は、動画投稿サイトに自身が映る動画を投稿していたところ、加害者に目を付けられ、無料通信アプリを通じて、女の子になりすました加害者に自分の裸の写真を送信させられた。



STOP! 性被害にあっているのは女子だけではなく、男子も注意が必要です。

児童ポルノ製造被害

CASE4 交際相手に裸の写真を拡散された

女子中学生（14歳）は、交際相手（15歳）に裸の写真を求められ、「送ってくれないなら別れる」等と追い込まれて自分の裸の写真を送ってしまった。その後、交際を断ったところ逆恨みされ、インターネット上に自分の裸の写真が拡散されてしまった。



STOP! 裸の写真を一度送ってしまうと、それをネタに更にひどい被害を受けることとなります。どんな理由をつけられても、誰にもそのような写真を送ってはいけません。

児童ポルノ製造・提供被害

身近に潜むネット依存

ゲーム、SNS、動画など様々なコンテンツを切れ目なく使っているうちに、スマートフォンから、手が離せなくなるインターネット依存。

生活習慣を乱すとともに、インターネット上のリスクに遭いやすくなり、犯罪被害に巻き込まれることがあります。



少年による犯罪も発生!!

CASE1 ネットの中傷で逮捕

少年（18歳）は、1年以上にわたりSNSに男子高校生（18歳）を中傷する書き込みをし、これに悩んだ男子高校生が自殺し、少年は逮捕された。



STOP! たかがネットの書き込みと思っても、中傷される側の被害者にとっては、自ら命を絶ってしまうような重大な事態に陥ることになります。

刑法：名誉毀損

(3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金)

CASE2 軽い気持ちでやっていた

男子高校生（16歳）は、国際的ハッカー集団に憧れてSNSサイト等を模したフィッシングサイトをインターネット上に公開し、当該サイトを閲覧した者のIDやパスワードを不正に取得し、逮捕された。



STOP! 他人のIDやパスワードを不正に取得する目的でフィッシングサイトを公開することは違法です。

不正アクセス禁止法違反

(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)

CASE3 いたずらしようと思って

少年ら（14～19歳）は、フリーマーケットアプリに出品されていたコンピュータウイルスの入手マニュアルを購入し、同ウイルスをいたずら目的で取得した。



STOP! コンピュータウイルスは誰かに感染させる目的で持っているだけで犯罪になります。安易な気持ちで取得してはいけません。

刑法：不正指令電磁的記録取得

(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)

CASE4 子供が誘うのも犯罪です

男子高校生（15歳）は、出会い系サイトに「高校生です。Hなことしてくれる女友達募集中です。」などと書き込みをした。



STOP! 出会い系サイトに人を児童との性交等の相手方となるよう誘う書き込みをすることは、子供であっても違法です。

出会い系サイト規制法違反

(100万円以下の罰金)

ルールとマナーを守ろう!!～インターネットの約束～

1	危ないサイトには 近づかない	5	人を 傷つけない
2	ネットで知り合った人とは 絶対に会わない	6	フィルタリングを はずさない
3	個人情報を安易に 書き込まない、教えない	7	利用時間 (長さ・時間帯)を守る
4	自分の発信した情報には 責任を持つ	8	不安を感じたら相談する

